

○昭和45年度における阪神水道企業団恩給条例 の規定による恩給の年額の改定に関する条例

制 定 昭和45年12月29日 条例第5号

(恩給条例の規定による恩給の年額改定)

第1条 昭和35年3月31日以前に退職し、若しくは死亡した阪神水道企業団恩給条例(昭和25年12月条例第47号。以下「恩給条例」という。)上の吏員又はこれらの者の遺族に給する恩給条例の規定による退隠料、増加退隠料又は遺族扶助料(以下「退隠料等」という。)については、昭和45年10月分以降、その年額(増加退隠料にあつては、恩給条例第31条第2項の規定による加給の年額及び遺族扶助料にあつては、恩給条例第39条第3項の規定による加給の年額を除く。以下同じ。)を、その年額の計算の基礎となつている給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡の当時の給料年額とみなし、恩給条例の規定によって算出して得た年額に改定する。

2 前項の規定は、昭和35年4月1日以後に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。この項において同じ。)した吏員又はこれらの者の遺族で、昭和44年度における阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定等に関する条例(昭和45年3月条例第1号)第1条第2項の規定により退隠料等の年額を改定されたものに給する退隠料等の年額の改定について準用する。

(職権改定)

第2条 この条例の規定による恩給年額の改定は、企業長が受給者の請求を待たずに行なう。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

別 表

恩給年額の計算の基礎となつている給料年額	仮定給料年額	恩給年額の計算の基礎となつている給料年額	仮定給料年額	恩給年額の計算の基礎となつている給料年額	仮定給料年額
円 149,400	円 162,500	円 171,000	円 186,000	円 213,900	円 232,600
153,500	166,900	179,300	195,000	222,600	242,100
157,100	170,800	188,000	204,500	228,200	248,200
162,200	176,400	196,500	213,700	233,700	254,100
165,200	179,700	205,300	223,300	240,100	261,100

-197/3/20- 第9章 昭和45年度における阪神水道企業団恩給条例
の規定による恩給の年額の改定に関する条例

249,200	271,000	546,600	594,400	1,210,500	1,316,400
256,900	279,400	572,800	622,900	1,258,600	1,368,700
264,300	287,400	579,600	630,300	1,310,900	1,425,600
273,100	297,000	601,200	653,800	1,337,800	1,454,900
282,100	306,800	631,900	687,200	1,363,300	1,482,600
291,800	317,300	662,300	720,300	1,390,100	1,511,700
301,600	328,000	681,100	740,700	1,415,900	1,539,800
313,900	341,400	699,500	760,700	1,468,100	1,596,600
321,500	349,600	736,600	801,100	1,520,400	1,653,400
331,600	360,600	773,800	841,500	1,546,200	1,681,500
341,300	371,200	781,200	849,600	1,572,800	1,710,400
360,800	392,400	810,700	881,600	恩給年額の計算の基礎となつている給料年額が149,400円未満の場合又は1,572,800円をこえる場合においては、その年額に1.0875を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。）を仮定給料年額とする。	
365,900	397,900	847,900	922,100		
380,700	414,000	885,200	962,700		
400,500	435,500	922,100	1,002,800		
422,400	459,400	945,400	1,028,100		
433,500	471,400	970,300	1,055,200		
444,100	483,000	1,018,200	1,107,300		
459,500	499,700	1,066,600	1,159,900		
468,300	509,300	1,090,900	1,186,400		
494,300	537,600	1,114,500	1,212,000		
507,200	551,600	1,162,500	1,264,200		
520,600	566,200	1,184,500	1,288,100		